

福井市移動支援事業 移動支援ガイドライン

令和4年4月

福 井 市

目 次

1	移動支援の概要	1
2	移動支援の対象者	1
3	実施方法	1
4	外出の範囲	2
5	利用者の負担	3
6	サービスの内容	3
7	身体介護を伴う・伴わないの判断基準	4
8	その他留意事項	4
9	移動支援に関するQ&A	5

1 移動支援の概要

単独では外出困難な障がい者（児）が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、ヘルパーを派遣して、外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行います。

2 移動支援の対象者

次の状態にある方で、障がいによって単独での移動が困難であって外出等に支援が必要と認めた場合に移動支援の対象となります。

障がい種別	対象要件
身体障がい者（児）	次のいずれかに該当し、移動（屋外）が一部介助以上である方が対象となります。ただし、重度訪問介護の支給決定を受けた方を除きます。 <ul style="list-style-type: none">○ 全身性障がい 身体障害者手帳を所持し、肢体不自由の障害程度等級が1級もしくは2級であり、3肢以上（※1）に障がいを有する方 ※1 体幹機能障害については、両下肢に機能障害を有する場合に準じて取り扱うこととします。○ 視覚障がい（※2） 身体障害者手帳を所持し、視覚障害の障害程度等級が1級もしくは2級である方 ※2 障害福祉サービスの同行援護が優先されます（グループ支援型の利用を除く）。○ 難病患者等 政令で定める難病患者等（※3）の方 ※3 特定疾患医療受給者証もしくは医師の診断書等で該当疾患であるか確認を行います。
知的障がい者（児）	次のいずれかに該当し、移動（屋外）が一部介助以上である方が対象となります。 <ul style="list-style-type: none">○ 療育手帳を所持している方○ 総合福祉相談所（児童相談所又は知的障害者更生相談所）で知的障がいとの判定を受けた方
精神障がい者（児）	次のいずれかに該当し、移動（屋外）が一部介助以上かつ勘案事項調査にてサービス利用の必要性を認められた方が対象となります。 <ul style="list-style-type: none">○ 精神障害者保健福祉手帳を所持している方○ 精神障がいを事由とする年金や特別障害給付金を受給している方○ 自立支援医療受給者証（精神通院医療）を所持している方○ 医師の診断書で精神障がい者であることが確認できた方

3 実施方法

移動支援を必要とする利用者からの申請に基づき、市がその必要性等を勘案したうえでサービスの支給決定を行います。利用者は支給決定の範囲内で本市に登録された事業者と契約を行い、当該事業者が支援を行います。

(1) 移動支援事業の種類

移動支援のサービス提供形態としては、「個別支援型」と「グループ支援型」の2種類の方法があります。

① 個別支援型

1名の障がい者（児）に対して、ヘルパーがマンツーマンでの支援を行います。

② グループ支援型

複数の障がい者（児）に対して、ヘルパーが同時支援を行います。

ただし、ヘルパーが一人で同時に支援できるのは、最大2人までとします。

(2) 移動の方法等

移動の方法は、徒歩または公共交通機関（バス・電車・タクシー等）等を利用して行うこととなります。（公共交通機関等の利用料金は、利用者分およびヘルパー分とも別途実費負担が必要です。なお、利用者及びヘルパーの公共交通料金の費用負担等については、利用者・事業者間の契約に基づきます。）

4 外出の範囲

外出の範囲については、基本的に、福祉目的として公費によって提供されるサービスであることを踏まえ、「社会通念上適当であるかどうか」という観点から判断し、原則として一日の範囲内で用務を終えることの可能なものが移動支援の対象となります。

また、移動支援事業の範囲としては外出目的の達成に係る出発地（自宅）から到着地（自宅）が基本となりますが、自宅から目的地（目的地から自宅）の支援を家族等が行う場合については、片道又は目的地のみの支援であっても、移動支援の対象となります。

(1) 対象となる外出の範囲

福井市における移動支援の対象となる外出については、次のとおりです。

事由	外出内容	外出先の例
社会通念上外出が必要不可欠と認められる場合	行政機関等に関わる手続き、相談、選挙の投票等	市役所、裁判所、警察署等の官公庁等
	医療機関への受診、入退院の手続き等	病院、診療所等
社会参加促進の観点から、日常生活上外出が必要な場合	文化施設等の利用	美術館、映画館等
	体育施設等の利用	体育館、競技場、プール等
	観光施設等の利用	展示館等
	買い物等	商店、デパート等
	理容・美容・着付け	理容院、美容院
	冠婚葬祭	結婚式、葬式等の会場
	金融機関の利用	銀行、郵便局等
	国、県、市主催の研修・講座・訓練・見学等各種行事への参加	研修会場、大会会場等
	障がい者団体等の主催する福祉大会等への参加	

※プール等、単独での利用の年齢制限が設けられている施設については、利用者が単独で利用できる年齢に達していない場合、移動支援の対象とはなりません。

(2) 対象とならない外出の範囲

事由	外出先の例
経済的活動に係る外出	通勤、営業活動等
通年かつ長期にわたる外出	通学、通所、通園、学童保育への送迎
本事業を利用することが適当ではない外出	布教活動、選挙運動等の政治活動 犯罪や違法行為を伴う社会通念上不適切な外出

(3) 一時的に移動支援が認められる範囲

① 通学（寄宿舎含む）、通所、通園、学童保育への送迎について、一時的に介護者の送迎等が困難になった場合（介護者の疾病、出産、入院など）。

② 悪天候等により、一時的に介護者の送迎等が困難になった場合（冬季の降雪など）。

※①、②いずれの場合も、必ず、障がい福祉課へ事前の相談が必要となります。

5 利用者の負担

移動支援にかかる利用者負担については、費用の10/100とします。ただし、負担上限額は障害福祉サービスの負担上限月額と同額となります。

生活保護世帯については、利用者の負担は全額免除となります。

	生活保護受給世帯	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
負担割合	0	0	10/100

※ 事業者との契約上、実費負担となっているものは別途費用が必要となります。

6 サービスの内容

移動支援で提供するサービス内容は、利用者の障がいに起因して必要となる外出時の介助に限られます。具体的な事例については、以下のとおりとなります。

(1) 移動支援の対象と考えられる事例

- * 外出の準備に伴う支援（健康状態の確認、整容、更衣介助、排泄介助等）
- * 移動に伴う支援（車への乗降介助、交通機関の利用補助等）
- * 外出中やその外出の前後におけるコミュニケーションの支援（代読、代筆等）
- * 外出先での必要な支援（排泄介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持、入場券購入支援等）
- * 外出の後始末に伴う支援（更衣介助、荷物整理等）

(2) 移動支援に含まれないと考えられる事例

- * 病院等での単なる待ち時間で、具体的な支援を行う必要がない場合
- * 移動支援事業所等が発案・企画するイベント等への参加及びそれに類する場合
- * 外出の主たる目的地を移動支援事業所等として『預かり行為』を行う場合

7 身体介護を伴う・伴わないの判断基準

移動支援において、「身体介護を伴う」の支給決定を行うにあたっては、通院等介助（身体介護を伴う）の判断基準を準用します。具体的には、下記の表のとおりです。

区 分	判 断 基 準
身体介護を伴う	<p>以下のいずれにも該当する支援の度合であること。</p> <p>① 障害支援区分が区分2以上に該当していること</p> <p>② 障害支援区分の認定調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること</p> <p>(1) 「歩行」：「全面的な支援が必要」</p> <p>(2) 「移乗」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>(3) 「移動」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>(4) 「排尿」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>(5) 「排便」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p>
身体介護を伴わない	上記の判断がなされない場合

なお、障がい児及び認定調査を受けていない障がい者については、障がい児の聞き取り調査票やモニタリングの結果等を総合的に勘案し、これに相当する支援の度合があることを要件とします。

8 その他留意事項

- (1) 一連の外出の中で、学校や通所事業所等の通年かつ長期にわたる外出先や、通勤先が含まれる場合は、移動支援を算定することはできません。
- (2) 原則として、居宅介護（通院等介助、通院等乗降介助）、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援及び介護保険の対象者は、介護給付を優先し、それでも不足する場合には移動支援を利用することができることとなります。
- (3) 移動支援は、常時支援ができる状況にあることが必要であり、別室で待機しているなど、外出先においてヘルパーが付き添っていない時間やヘルパーが一人で運転手を兼ねて自動車等で移動する時間等は算定の対象外となります。
- (4) 移動支援事業所又はヘルパーの車を用いて移動する場合については、移動に係る費用の収受にかかわらず、別途、道路運送法上の許可等が必要となります。
- (5) 社会的又は経済的自立を阻害する恐れのある利用実態（例えば公営ギャンブルや遊戯等を目的とした長時間及び頻回の外出等）が確認された場合は、支給決定内容の見直しを行う場合があります。

9 移動支援に関するQ&A

Q 1 通学や通所、通勤に移動支援事業は利用できますか。

A 移動支援事業は、余暇活動等社会参加のための外出であり、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出は認められません。よって、通所施設や保育所、学校等への送迎は、通年かつ長期にわたる外出に該当するため、利用することはできません。

Q 2 子どもの通学送迎を家族が行っていましたが、母の入院により送迎が出来なくなってしまいました。一時的に移動支援事業を利用することは可能でしょうか。

A 通常、学校への送迎は利用できませんが、保護者の都合で一時的に送迎できない状況の時には通学への利用も認めています。障がい福祉課へご相談ください。

Q 3 学校行事（遠足、社会見学等）に参加する際に、移動支援事業を利用できますか。

A 学校行事については、授業の一環であり、学校で対応すべきものとなるため、移動支援の対象外となります。

Q 4 事業者が主催（発案・企画）するレクリエーション活動等の行事の際に、移動支援を利用することはできますか。

A 基本的には主催者側が参加者の支援を行うべきものであり、移動支援の算定はできません。ただし、事業者や各種団体が主催する行事に参加する場合の目的地までの行き帰りの移動に関する支援は、移動支援の対象となります。行事中は利用者の障害特性により、支援に専門的な技能や知識が必要で、事業者等による対応が困難な場合については、障がい福祉課へ事前に相談した上で、対象とすることができます。

Q 5 グループホームに入居している間に移動支援を利用することは可能ですか。

A グループホームに入居している間も移動支援の利用は可能です。

ただし、通院の介助については、基本的に日常生活上の支援の一環として、当該事業者が対応することになりますので、移動支援を利用することはできません。

なお、居宅介護（通院等介助）に関しては、一月に2回を限度として、サービスの利用が認められる場合があります。

Q 6 移動支援で通院時の介助を行うことはできますか。また、院内での介助の取扱いはどうになりますか。

A 居宅介護（通院等介助及び通院等乗降介助）の対象者や介護保険の被保険者については、障害福祉サービス及び介護保険制度を優先して利用することになります。

ただし、通院等介助で時間数が不足する場合には、不足する部分について移動支援を利用することが可能です。

また、院内での介助については、基本的には院内のスタッフによって対応されるべきものとなりますが、院内のスタッフによる介助が行われない場合で、利用者の障がい状況によって必要となる介助であれば、移動支援の対象とすることができません。その場合であっても、単なる待ち時間や不安だから一緒にいてほしいといった理由では、移動支援の算定はできません。

Q 7 入退院の際に移動支援を利用することはできますか。

A 入退院時であっても、移動及びその準備等に支援が必要な場合は、移動支援の利用は可能です。

ただし、乗車前、乗車後の介助や乗降車の介助を含まない単なるタクシー代わりの利用等の場合は対象となりません。

Q 8 ヘルパーが運転する車を利用して目的地まで移動した場合でも、移動支援の算定対象となりますか。

A ヘルパー自らが運転する場合、運転時間中は、常時支援が行える状態にはないため、運転時間を除いて移動支援を算定することとなります。

また、ヘルパー自らが運転する車をサービス提供に用いる場合には、運送に係る費用の徴収にかかわらず、別途、道路運送法上の許可（一般乗用旅客自動車運送事業又は福祉有償運送等）が必要となります。これらを受けずに実施した場合は、移動支援の算定対象となりません。

Q 9 移動支援を利用してプールに行く場合、プールの中の介助も移動支援として算定することはできますか。

A 移動支援の対象となるのは、目的地に行くまでの移動の介助及び目的地での移動、食事、排泄等の介助や、危機回避のための必要な支援を行った場合となります。

したがって、プール内であっても、移動支援の対象となる支援を行った場合は算定対象となりますが、『水泳の指導』や『一緒に遊ぶ』といった行為については、移動支援の対象とすることはできません。

Q 1 0 短期入所を利用する際の送迎に、移動支援を利用することは可能ですか。

A 短期入所の利用に当たっては、障がいの程度等により、自ら入所することが困難な利用者に対しては、利用者の送迎に要する費用について、報酬上一定の評価が行われているため、原則、当該事業所が対応することになります。したがって、短期入所への送迎については、移動支援を利用することができません。

ただし、短期入所先へ送る予定であった家族等が、体調不良等により送ることが困難となった場合については、例外的に利用することが可能となります。

Q 1 1 グループ支援で一方の利用者がキャンセルした場合、事業者の報酬はどうなりますか。

A グループ支援型は、一方の利用者の外出準備に予定より時間を要したり、急なキャンセルなどもありえることから、トラブルが発生しないよう、あらかじめ十分に利用者に説明しておく必要があります。

グループ支援において、一方の利用者のキャンセルにより結果としてマンツーマンの支援を行った場合は、利用者の同意を得た上で、個別支援型の報酬を算定しても差し支えありません。